



地域運行バスの試験運行を開始しました

神戸地区では、一人暮らしや高齢世帯の人が増加している現状があります。

そこで、今後5年先、10年先を見据えたとき、誰もが安心して暮らしているように、高齢者の日常生活を支援するため、市が平成30年1月に策定した「伊賀市地域運行バス導入ガイドライン」に基づく地域運行バス導入の第1号として、7月から神戸地区地域運行バス（かんべ北斗号）の試験運行を開始しました。

運行形態

道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）
神戸地区住民だけでなく誰でも利用できます。

○1日/週

火曜日運行（祝日でも運行）

※ただし、年末年始（12月29日～1月3日）は運休

○運行回数

西ルート 2往復/日
東ルート 2往復/日

○運賃

区分	年齢区分	料 金
大人	12歳以上（中学生以上）	100円
小児	12歳未満（小学生）	50円
幼児	1歳～小学校入学前	同伴者（大人）1人につき、幼児1人は無料、2人目からは小児運賃 幼児単独で乗車する場合は小児運賃
乳児	1歳未満	無料

【割引制度】

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、手帳掲示により運賃を半額とする。

「地域運行バス」とは

現在、市内のバス路線は、交通事業者の営業バス路線が5路線、市が経費を負担して運行するバス路線（廃止代替バスや行政バスなど）が15路線あります。また、鉄道路線は、JR関西本線、草津線、近鉄大阪線、伊賀鉄道伊賀線が運行しています。

しかし、市内には既存の路線バスが運行せず、バス以外の公共交通サービスも不十分である、または、既存の路線バスは運行しているが、バス停まで行くことが困難であり、他の公共交通サービスも十分でない交通不便地域があります。

そこで、交通不便地域が大半を占める地域を対象に、地域住民のニーズに合った効率的な移動手段を確保するために、市の支援のもと、地域が主体となって運営する新たな乗り合いの公共交通サービスが「地域運行バス」です。

地域運行バスの対象とする地域

「伊賀市地域運行バス導入ガイドライン」では図1の黄色の線で囲まれた地域を主な交通不便地域と位置づけ、これらが大半をしめる地域を地域運行バスの対象地域としています。

また、既存の公共交通が運行しているが、道路環境などにより利用が困難と認められる地域についても対象地域として取り扱います。

地域運行バス導入の流れ

地域運行バスの導入の流れは、図2のとおりです。この6つの段階を経て進めていく必要があります。

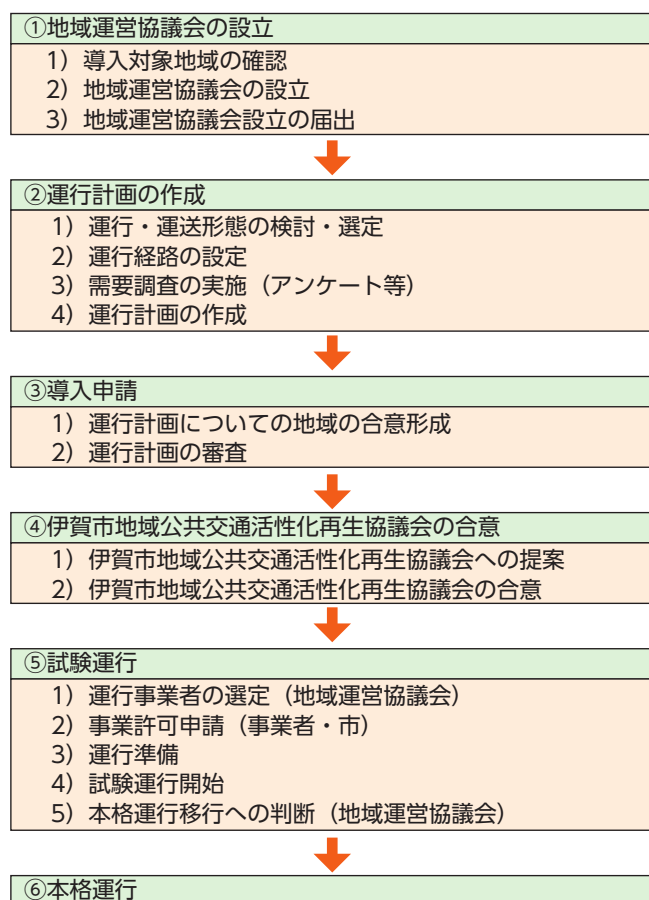
本格運行までには一定の時間がかかることとなりますが、自分たちが住んでいる地域に最も合った運行形態が見つかれば、安定的・持続的な運行が可能となります。

市では地域運行バス導入を検討される地域の皆さんと共に、安全・安心に移動できる持続可能な公共交通





図2 地域運行バス導入の流れ



ネットワーク構築に向け、側面的なサポートを行っていきます。

詳しくは、市ホームページに掲載の「伊賀市地域運行バス導入ガイドライン」をご覧ください。か、交通政策までご相談下さい。

まとめ

地域には、高齢者の通院や買い物、学生の通学手段がないなど、移動に関するさまざまな課題があると思います。そのような課題を解消するために、地域の移動手段の1つの方法として「地域運行バス」を検討してみませんか。

【問い合わせ】 交通政策課
 ☎ 22・9663 FAX 22・9852

図1 交通不便地域図

